

公共施設における使用料等の算定基準 概要版



1 基本的な考え方



受益者負担の原則

公共施設の利用者に適正な負担を求めることで、市税による負担とのバランスを図ります。



算定方法の明確化

使用料等の算定方法を明確化し、**公平性・透明性の向上**を図ります。



経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

経費削減に向けた取り組みを推進するとともに、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて使用料等を見直します。

2 対象施設



地方自治法第244条に規定する公の施設及び普通財産として管理する施設のうち、使用料等を徴収している**67施設**。

対象外となる施設の例

学校、図書館、上下水道施設、こども園、市営住宅 など

3 使用料等の算定方法



占有施設（会議室・体育館・ホールなど）の算定式

$$\text{原価 (I)} \times \frac{\text{使用貸室面積}}{\text{総貸室面積}} \times \frac{\text{利用時間}}{\text{年間供用時間} \times \text{稼働率}} \times \text{負担割合 (II)}$$



個人利用施設（プール・温浴施設など）の算定式

$$\frac{\text{原価 (I)}}{\text{年間利用者数}} \times \text{負担割合 (II)}$$



原価（I）の考え方

施設の維持管理や運営に要する経費（人件費、光熱水費、修繕費等）を原価として、使用料等の算定の基礎とします。



必需性と市場性による受益者負担割合（II）を設定

公共施設の必需性・市場性を総合的に評価し、下表に基づき受益者負担割合を設定します。

- ・必需性…日常生活における必要性の程度
- ・市場性…民間における類似サービスの提供の程度

受益者負担割合（II）の設定

	大 ← 市場性 → 小		
	大 (市場的)		小 (非市場的)
	A	B	C
大 (必需的)	1 50% (集会場、ホール)	25% (博物館)	0% (図書館)
	2 75% (体育館、グラウンド)	50% (その他文化施設)	25% (火葬場)
小 (選択的)	3 100% (トレーニングルーム)	75% (温浴施設)	50% (該当なし)

4 その他考慮すべき事項



付帯駐車場の使用料等

付帯駐車場の使用料等は、近隣の民間施設や他市町の類似施設を参考に設定します。



付帯設備・備品の使用料等

大規模な空調設備や夜間照明設備のように付加価値となる設備、特定の催事等で使用する備品については、施設の使用料等とは別に実費相当額を使用料として設定します。



市民等以外の料金設定

市民または市内の事業所に勤務する者以外の使用料等は**通常料金の2倍**の範囲内で設定します。



使用料等の調整

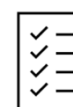
算定料金が周辺の類似施設の料金と大きく乖離する場合など、個別の事情がある場合は使用料等を調整できます。

また、施設を利用する日別・時間帯別・目的別に使用料等を設定できます。



段階的な見直し

激変緩和のため、原則として**現行料金の2倍を改定上限**とし、今後は定期的に見直しを行います。



統一的な減免基準の整理

今回の基準策定では、減免基準の見直しを行いませんが、市として公平性・公正性を担保するため、減免基準の整理を進めていきます。

令和8年8月10日